

事務連絡
令和2年7月13日

本科1・2・3年生の保護者 各位
(平成29年度以前入学生の保護者は除きます)

北九州工業高等専門学校
学生課学生係

家計が急変した世帯向け高校生等奨学給付金制度について

このことについて、福岡県教育庁から案内がありましたので、別紙のとおりお知らせします。

つきましては、7月1日現在で家計が急変している場合で給付金支給を希望される場合は、申請書類を配付しますので8月7日(金)までに学生課学生係に申し出てください。なお、申請書の提出期限は8月28日(金)としますので、支給を希望する場合は遅れないように提出してください。

また、基準日となる7月1日以降に家計急変が発生した場合も支給の対象となりますので、学生課学生係に問合せください。

※福岡県以外に在住する方も各都道府県にて同様の制度がございます、対象となる方はお住いの都道府県のウェブサイトをご覧ください。なお、福岡県以外への申請については、本校で取りまとめて申請は行いませんので、各自で申請していただきますようお願いいたします。各自で申請する際に必要となります在学証明書は、学生課学生係にて発行いたしますので、各都道府県指定の用紙を学生係にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(担当連絡先)

北九州工業高等専門学校 学生課学生係

住所：北九州市小倉南区志井5丁目20番1号

電話番号：093-964-7233

ファックス番号：093-964-7236

電子メール：g-gakusei@kct.ac.jp

福岡県に在住する保護者等の方へ

- ・福岡県外の公立学校在籍者用
- ・国立高等専門学校等在籍者用

高校生等奨学給付金申請のご案内

～家計急変の給付～

■申請方法

高校生等奨学給付金の支給を受けるには、在籍する学校を經由して福岡県に申請書等を提出する必要があります。

下記提出書類を学校事務室に提出してください。

■提出書類

必ず提出が必要な書類

- ①提出書類チェックリスト（提出する書類にチェックしてください。）
- ②高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書（様式1（その3-1））
- ③家計が急変したことを判断する書類（以下全てを提出する。）
 - (1) 家計が急変したことを証するもの
（離職証明書、直近の賞与明細書、家計急変前後の給与明細書3箇月分など）
 - (2) 申立書
（様式任意、家計急変の事由、今後の収入状況等を記載すること）
 - (3) 税額控除等を確認できるもの
（最新の源泉徴収票、課税証明書など）
- ④7月1日現在の世帯状況がわかる書類
（家計が急変した月が7月以降である場合は、家計が急変した月の翌月1日が基準日）
 - (1) 健康保険証の写し
（世帯区分に応じた給付額が129,700円となる世帯のみ）
※高校生等本人分と、7月1日(基準日)現在で15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の被扶養者及び23歳以上の高校生等のうちでいずれか1名分(計2名分)を提出してください。
 - (2) 扶養申立書（国民健康保険証の場合のみ）
※高校生等本人以外に兄弟姉妹がいない場合は、(1)及び(2)の提出は不要です。
- ⑤債権者登録申出書（既に登録していて、登録内容に変更がない方は提出不要です。）
※振込口座を登録するための用紙になります。
- ⑥在学証明書（様式2）
※在籍する学校に提出し、証明を受けてください。
- ⑦オンライン学習の通信費に係る誓約書（様式14）
※オンライン学習の通信費への支援（年額10,000円）の支給を受けるために必要です。

その他の提出書類

- 高校生等奨学給付金と学校徴収金等の相殺を希望する場合
委任状

■今後の予定

申請書の提出を受け、審査を行った後、速やかに支給を行います。

問合せ先：福岡県教育庁教育総務部財務課 電話092（643）3866

福岡県に在住する保護者等の皆様へ

県内の公立学校在籍者用

～高校生等奨学給付金のお知らせ～

(返還の必要はありません。)

(家計が急変した世帯へも給付されます。)

福岡県では、生活保護（生業扶助）受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費等）への支援を行うために、高校生等奨学給付金（以下「奨学給付金」という。）を支給しています。

令和2年4月から、家計の急変により道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当となる世帯（年収見込270万円未満程度）も対象として奨学給付金を支給します。

■対象となる世帯

令和2年7月1日現在、次の**全て**に該当する世帯

(1) 家計急変後の年間収入見込が道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の非課税相当の世帯であること。

※ 収入見込額及び税額控除の状況から判断します。

(2) 保護者等が福岡県内に住所を有し、生徒が高等学校等に在学していること。

※ 保護者等が県外に住所を有している場合は、在住する都道府県にお問い合わせください。

※ 高等学校等とは、高等学校・中等教育学校後期課程・専修学校高等課程・高等専門学校・高等学校等専攻科等のこと（特別支援学校の高等部は含まれません。）です。

(3) 生徒が平成26年4月1日以降に高等学校等に入学し、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する高校生等であること。

■基準日（国公立学校）

令和2年7月1日の世帯の状況に応じ、高校生等1人につき次の金額が支給されます。

○全日制・定時制

世帯区分		世帯区分に応じた給付額（円）	通信費相当額給付額（円）※1	支給額合計（円）
非課税相当の世帯	・高校生等が2人以上いる世帯の1人目の高校生等 ・15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯の高校生等	84,000	10,000	94,000
	・高校生等が2人以上いる世帯の2人目の高校生等 ・15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等	129,700	10,000	139,700

○通信制・専攻科に在学している高校生等がいる世帯

世帯区分	生徒区分	世帯・生徒区分に応じた給付額（円）	通信費相当額給付額（円）※1	支給額合計（円）
非課税相当の世帯	全日制・定時制に在籍する者	129,700	10,000	139,700
	通信制・専攻科に在籍する者	36,500	10,000	46,500

※新入生前倒し給付を支給された方には、上記支給額から前倒し給付額を差し引いた額を支給します。

※1 通信費相当額給付額について（令和2年度の特例）

非課税相当の世帯（生活保護（生業扶助）受給世帯を除く。）の場合は、オンライン学習に係る通信費への支援として、世帯区分に応じた給付額に1人当たり年額10,000円を加算して支給します。なお、この支給を受けるためには、「オンライン学習の通信費に係る誓約書」（様式14）を提出する必要があります。